

スポーツで優秀な成績を収めた市民等の競技結果の公表に関する要領

この要領は、スポーツに関する大会において優秀な成績を収められた市民等の競技結果を公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 1 この要領による競技結果（順位、入賞の有無、数値等の記録をいう。以下同じ。）の公表（以下「公表」という。）は、競技者の功績を称えとともに、本市の体育・スポーツの更なる普及と振興を図ることを目的に実施する。

(公表の対象)

- 2 公表の対象は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 公表の対象となる大会（以下単に「大会」という。）は、スポーツ（レクリエーションスポーツ等を含む。）に関する全国大会又は国際大会とする。
 - (2) 公表の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大会の開催要項に基づき団体又は個人で大会に競技者として参加した市民等（市内に在住・在勤・在学する者及び本市の出身者をいう。以下同じ。）とする。
 - (3) 公表する情報は、大会に出場した市民等の氏名・団体名及び大会の競技結果とする。

(公表の手続)

- 3 公表は、対象者の要請に基づき、次に掲げる手順に沿って行うものとする。
 - (1) 対象者は、別紙競技結果報告書に必要事項を記入の上、競技結果を証する書類（賞状のコピー等）及び大会の開催要項を添付して市民スポーツ課へ提出する。
 - (2) 市民スポーツ課は、前号の書類が提出されたときは、内容を審査した上、市ホームページに前項第3号の情報を掲載する。
 - (3) 前号の掲載は、毎月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）を第1号の書類の提出期限とし、翌月20日（閉庁日の場合は、同日前の直近の開庁日とする。）までに行うものとする。
 - (4) 公表の期間は、1年間とする。

(その他)

- 4 この要領に定めるもののほか、競技結果の公表に関する事項については、その都度定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。